

東日本大震災・原子力災害伝承館 令和5年度 定期保守点検等業務委託 仕様書

1 目的

この仕様書は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）の環境の保全と施設の維持を図るため、公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）が委託して、受託者（以下「乙」という。）が行う業務の内容及び要領を定める。

2 業務の履行

- (1) 乙は、業務を円滑に遂行し、施設の機能を十分達成できるよう、本仕様書、その関係書類に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 業務の履行にあたっては、警備業法、労働基準法、労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法、下水道法、電話電信事業法、消防法、フロンの使用の合理化及び適正化に関する法律、その他関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 乙は、服務規律等を厳正にし、甲に対し迷惑となることのないよう努めること。
本委託の業務従事者は、任務の遂行において、甲の職員及び他の業務従事者との良好な人間関係の維持に努力し、無用のトラブルを避けるとともに、来館者の対応に際しては、言語態度に十分注意すること。

3 実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 実施場所

東日本大震災・原子力災害伝承館（福島県双葉郡双葉町大字中野字高田 39 番）

5 業務内容

点検とは、設備・機材の機能及び劣化の状態を詳細に調べることを指し、機能に異常又は劣化が見られる場合、下記の作業につき、必要に応じた処置を適切に実施する。

各種関係法令に準拠し、

(1) 空調設備

ア	空冷式空調機点検	室内機	58台	年2回
イ	空冷式空調機点検	室外機	15台	年2回
ウ	空冷式空調機	フィルター清掃	58台	年2回
エ	全熱交換器点検		11台	年2回

オ	全熱交換器フィルター清掃	11台	年2回
カ	フィルターユニット点検	19台	年2回
キ	フィルターユニットフィルター清掃	19台	年2回
ク	給気ファン点検	7台	年2回
ケ	排気ファン点検	5台	年2回
コ	ラインファン点検	21台	年2回
サ	ストレートシロッコファン点検	5台	年2回
シ	フロン簡易点検	15台	年4回
(2) 給排水設備			
ア	受水槽 (12.0 m ³ 有効容量 5.4 m ² :2層式) 清掃	1台	年1回
イ	加圧給水ポンプ点検	1台	年1回
ウ	湧水ピット清掃及び排水ポンプ点検	4台	年2回
エ	電気温水器点検	14台	年1回
(3) 監視制御設備			
	中央監視装置点検	1式	年1回
(4) 建築設備			
ア	自動ドア点検	6台	年2回
イ	建築設備定期検査		年1回
ウ	防火設備定期検査		年1回
(5) 消防設備			
下記項目について機器点検、機器及び総合点検をそれぞれ <u>年1回</u> 実施する。			
ア	消火器	30本	
イ	誘導灯	41台	
ウ	非常放送設備 (増幅器)	1台	
エ	非常放送設備 (スピーカー)	90個	
オ	GR型受信機	1面	
カ	中継器	16台	
キ	光電式スポット型感知器	195個	
ク	差動式スポット型感知器	20個	
ケ	熱アナログ式スポット型感知器	15個	
コ	屋内消火栓設備	10組	
サ	非常用自家発電設備 (80KVA)	1台	
シ	不活性ガス消火設備 (消火薬剤貯蔵量 50本)	1式	
ス	避難器具 (緩降機)	1台	
セ	消防機関へ通報する火災報知設備	1式	
ソ	防火扉	11枚	

タ 防火シャッター	1 枚
チ 防煙垂れ壁	2 枚

(6) 建築物環境衛生管理業務

ア ビル管法施工規則第4条に基づく水質検査 (16項目+12項目)	年1回
イ ビル管法施工規則第4条に基づく水質検査 (11項目)	年1回
ウ ビル管法施工規則第4条に基づく水質検査 (簡易専用水道)	年1回
エ 残量塩素測定 (遊離残留塩素検査)	年1回
オ 建築物環境衛生管理技術者選任料	12か月
カ 空気環境測定	隔月
キ 定期巡回点検	毎月
ク 防虫防鼠 (IPM管理)	年2回

6 一般的事項

本委託契約に関する一般的事項は次のとおりとする。

- (1) 乙は、本委託契約締結後、速やかに着手届、連絡体制を甲に提出すること。
- (2) 乙は、作業完了時には、報告書により、直ちに甲の確認を受けなければならない。
- (3) 乙は、業務の実施にあたり、常に傷害事故及び火災その他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。
- (4) 本委託の業務従事者 (以下「従事者」という。) は、作業中、常に清潔で利用者及び甲の職員等に不快感を与えない、一定の作業衣等を着用すること。
- (5) 従事者は、業務の遂行において、利用者及び甲の職員等に迷惑がかかることがないように努めること。
- (6) 従事者は、業務の遂行に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。また、各室での入退室においては、空調保持のため、扉の開閉に留意すること。
- (7) 従事者は、作業中における事故及び甲の建物、設備機器並びに備品等の破損・紛失・防止に努めること。なお、作業中に事故の発生あるいは甲の建物、設備機器及び備品等を破損・紛失したときは、直ちに甲に連絡してその指示に従うこと。
- (8) 作業に要する消耗品及び作業機材は、乙が用意すること。
- (9) 作業の結果生じる、使用済みの消耗品及び作業機材の部品等の廃棄物は、乙の責任により処分すること。
- (10) 乙は、受託業務の履行にあたり、他の業務受託者と常に連携を取り、伝承館の円滑な運営が可能となるように努めること。

7 再委託

- (1) 乙は原則として、委託業務の実施に関わる業務の全部または、一部を第三者に再委

託してはならない。ただし作業の結果、生じた廃棄物の運搬・処理及び建築設備の中に含まれる自動ドア点検に関しては、委託業務の実施のために合理的に必要な範囲において、甲の事前承認を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合は、再委託の住所・氏名・再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に対して書面にて提出するものとする。

- (2) 前項の場合は、乙は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負担することを条件とし、前項の目的の範囲以内でこれを必要とする者を限定して、甲の機密情報及び個人情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

8 業務管理

- (1) 乙は、本委託業務を遂行するにあたり、関連諸法令の基準に適合するよう業務を行わなければならない。なお、平常時においても非常時に備えて的確に対処できる体制を整えておかなければならない。
- (2) 施設のトラブル等の発生または発生が予知される場合には、速やかに甲に連絡通報し、その指示に従わなければならない。
- (3) 甲が運営する伝承館の営業時間が、土・日・祝日も開館をすることから(平日の火曜日が休館日)、緊急事態(例:正面玄関のドアが開閉しない等)の発生時においては、平日のみの対応にとどまらず、土・日・祝日にも対応可能な体制を敷くこと。

9 異常個所の通報

乙は、事故等を未然に防止するため、伝承館内の諸施設に異常があることを発見した場合には、その都度甲に報告するとともに、その指示に従って対処し、その経過及び結果を報告しなければならない。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲の指示に従うものとし、指示されていない事項であっても、社会通念上において当然必要と考えられる業務等については、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

11 疑義

この仕様書に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。